道路計画第一課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
道路計画第二課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
地域道路課
計画調整課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）
道路工事課
道路管理課
交通対策課（四国地方整備局を除く。）
（道路管理課の所掌事務）

第百三条　道路管理課は、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第二号に規定するもの及び第七号に規定するもののうち通行の規制に係るものに関するものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

（海洋環境・技術課の所掌事務）

第百十三条　海洋環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること。

四～七　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官八百五十三人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十七人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官六十五人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官七十二人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十七人以内を置く。

2　（略）

道路計画第一課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
道路計画第二課（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
地域道路課
計画調整課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）
道路工事課
道路管理課
交通対策課（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）
（道路管理課の所掌事務）

第百三条　道路管理課は、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第二号に規定するもの及び第六号に規定するもののうち通行の規制に係るものに関するものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

（海洋環境・技術課の所掌事務）

第百十三条　海洋環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。第百四十条第五項において同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること。

四～七　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官七百八十六人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官七十七人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十六人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官八十六人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官七十一人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十二人以内を置く。

2　（略）